

〈原著論文〉

「LINE外し」に関するソーシャルスキルトレーニングとその結果

Social Skill Training on leaving somebody out of a LINE group

小野 淳¹, 斎藤 富由起²

要旨

スマートフォンの普及により、ネット依存・ネットいじめが社会問題化している。従来では小さな衝突で済んでいたと思われる生徒間のトラブル事案でも、SNS等のコミュニケーションツールを利用することにより、問題が深刻化することがある。「LINE外し」は、ある設けられたグループから、特定の人物をブロックないしは強制排除することであり、特に中学生や高校生の間で、当事者も理解しないままにいじめの手段になっている可能性がある。本研究では、情報倫理教育とソーシャルスキルトレーニングを利用し中学1年生とその保護者対象にLINE外しに関する介入を行ない、その効果を検証した。結果、LINE外しといじめについての理解が深まり、その後のLINE外しやネットいじめの抑止効果も見られた。ただ、本介入は、入学後、比較的初期に行なうことが効果的であった可能性が高い。全体的ないじめ防止への般化についても今後の検討課題である。

キーワード：ソーシャルスキルトレーニング、LINE外し、ネット依存、ネットいじめ、予防
Social Skill Training, LINE, Internet addiction, Cyberbullying, Prevention

1. 問題背景

1-1. ネット依存

「ネット依存」という言葉がなじみのあるものとなって久しい。「ネット依存」はインターネットを過剰に利用して、日常生活に支障をきたしている状態を指しており、「インターネット依存症」や「インターネット中毒」など様々な呼ばれ方をされているが、ここではネット依存という言葉を利用する。ネット依存にはまだ確立された定義はないのが現状である。一般的に依存（嗜癖）と呼ばれているものには、主に2つに分けられる。アルコールやたばこなど、体内に取り入れることが習慣になり、その利用を抑えられなくなり、健康や生活に支障をきたしているものを「物質依存」と呼ぶ。ギャンブルやショッピングなど、その行動を抑えることができなくてコントロールできなくなるものを「行動嗜癖」と呼び、ネット依存はこちらに属する。

米精神医学会が発刊しているDSM-5では、今後研究が進められるべき精神疾患の1つとして「インターネットゲーム障害 (Internet Gaming Disorder)」を提言している。同様に、WHOの疾病分類であるICD-11では、「ゲーム障害 (Gaming Disorder)」として提言している。これらは、ゲー

ムへの依存として、ネット依存の一面を表している。日本でもネット依存の検討が行われているが、日本の特徴としては、ゲームへの依存だけではなく、TwitterやLINEなどSNSの利用時間が長く、友人等との接触を求める「きずな依存」が大きな影響を及ぼしていると指摘されている（橋元2013）。傾向としては、男性は「ゲーム依存」の割合が多く、女性は「きずな依存」の割合が多い。

ネット依存には様々な判断基準があるが、Youngの診断基準20項目で行った総務省の2013年全国調査では、依存傾向の高い人の割合は小学生2.3%、中学生7.6%、高校生9.2%、大学生6.1%、社会人6.2%であった。国際比較を行うために行った2014年の調査では、依存傾向の高い人の割合は、10代~20代13.1%、30代~40代6.0%、50代以上3.0%となっており、若年層のネット依存の割合が高い。国際的にみても、日本のネット依存傾向については高いと言える。

1-2. ネット依存の影響

ネット依存は、ゲームやSNSの利用により日常生活を送るうえでも支障をきたしている状態に陥ることである。インターネットの利用時間を確保す

1 Atsushi ONO 千里金蘭大学 生活科学部 児童教育学科

2 Fuyuki SAITO 千里金蘭大学 生活科学部 児童教育学科

受理日：2018年9月7日

査読付

るために、睡眠時間を削って体調不良、運動不足による肥満、食事をインスタントラーメンなどで済ませるために栄養不足などの影響があるとされている。神奈川県他が、生活習慣とインターネットの利用時間の関係性について調査しており、朝食を食べない・睡眠時間が短いグループにスマホ等の長時間利用の傾向が見られたとの報告がある(図1)。

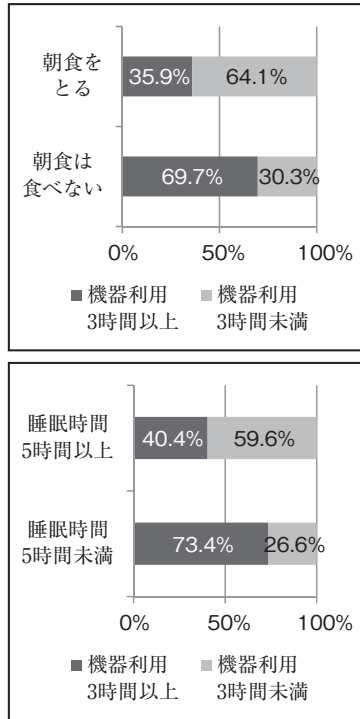


図1. 生活習慣と機器利用時間の関係

1-3. ネット依存の予防・対策

ネット依存は、自分自身で利用のコントロールができなくなるにより引き起こされる。インターネットが普及した現在、利用を完全に規制することは現実的ではないため、一日で利用しない時間を決めるなどルール作りを行い、まずは生活習慣を正すことが予防・対策と言える。ルール作りの際には、保護者・教員などが強制ではなく、子ども等本人が主体的に行うことによりルールがより意味を持つとされている。次は、インターネット利用のルール作りのポイントである。

- ①ゲームやスマホ等の機器は、対象者所有の物でなく、保護者の名義で貸し出す形を取る
- ②保護者と対象者がルールを一緒に決める。
- ③ルール作りは対象者の主体性を重要視し、ルールを破った時のルールも決めておく。
- ④機器の利用場所・時間帯（および金額）を決める。
- ⑤ルールは書面で残しておき、双方がいつも確認

できるようにする。

また、自治体独自にネット依存対策を行っている所もある。愛知県刈谷市は早くから取り組んでおり、市教委や学校、保護者が連携を行い、保護者への啓発活動を行っており注目をされている。現在のICT機器について保護者の理解が進んでいない状況もあり、地域・学校・家庭と連携し、保護者への情報提供・注意喚起をすることが望ましい。ネット依存は、学校内で行われている問題ではなく、家庭内で利用される機器での問題であり、家庭での取り組みが重要となる。

ネット依存に対する技術面のアプローチとしては、コンピューターやスマートフォンには、インターネットの利用を制限する機能がある。フィルタリング機能は特定のWebサイトの閲覧に制限を書けることができ、利用者が有害な情報に触れなくするものである。18歳未満の子どもが所有するスマートフォンには、契約時にフィルタリング機能の加入が義務となっている。また、コンピューターやタブレットPC・スマートフォンでは、利用可能なアプリケーションを制限したり、利用時間に制限をかけることも可能である。保護者が利用のコントロールをするため、ペアレンタルコントロール機能と呼ばれ、制限をかけることでゲームを長時間行えず、ネット依存に繋がることを予防する。

これらフィルタリング機能やペアレンタルコントロール機能などの技術面、家庭でのルール作りやICTへの理解、学校・教育委員会などの協力など、総合的にネット依存の対策に取り組むことが重要である。

ネット依存の判断基準としては様々なものがあるが、Young (1998) のインターネット依存度尺度が国際的な調査でもよく利用されている。これらの判断基準を利用しネット依存傾向が高い結果となった場合には、改善の努力が望まれる。ネット依存の治療は、専門医で行うことが望ましいが、日本では専門医が少ない。入院治療もあるが、最終的に自宅での生活を行うことを考えると、普段の生活での取り組みも大切であろう。医療機関と相談の上、継続的な治療に取り組むことで改善が見込まれる。

1-4. ネットいじめ

情報機器やインターネット等の情報通信ネットワークを利用したいじめを「ネット上のいじめ」

や「サイバー型いじめ」などと呼んでいるが、ここでは一般的な用語として広まっている「ネットいじめ」として表記する。近年、若年層のスマートフォンの利用拡大のため増加傾向と言われ、社会問題化している。本稿では、従来からの「いじめ」についての現状と、それと対比する形でネットいじめについて述べる。

また、「LINE外し」とは、スマートフォンなどで利用されるメッセージアプリ「LINE」で行われるものであり、ある設けられたグループから、特定の人物をブロックないしは強制排除することを意味する。グループ外の人物はグループ内での様子をうかがい知ることはできず、LINE外しは、特に中学生や高校生の間で、いじめの手段になっているとして問題視されることもある。

2. 問題提起

2-1. いじめの現状

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされている。これは2007年に定義されているものであり、起こった場所は学校の内外を問わない。

北海道滝川市、福岡県筑前町などで相次いでいじめによる自殺事件が発生したことにより大きく取り上げられ、2006年度の調査よりいじめを「発生件数」から「認知件数」と変更されている。その後、いじめの認知件数は減少していたが、2012年に滋賀県大津市の自殺事件の教育委員会や学校の対応にいて大きく取り上げられることとなり、認知件数は急激に増加した。（この間、児童生徒数は単調減少の傾向である。）これらより、教育委員会・学校現場がいじめを認知できていない状況があり、潜在的には相当数のいじめが発生していることが推測される。文部科学省がいじめの積極的な認知を呼びかけたこともあり、2016年度には認

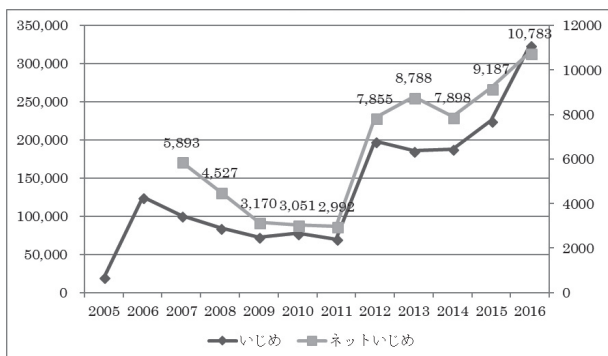


図2 いじめ・ネットいじめの認知件数
(2005年は発生件数)

知件数が大幅に増加していることも注目すべきである。（図2）

いじめの態様についても調査されており、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」いわゆる「ネットいじめ」は、2016年度で10,783件（いじめ全体の3.3%）である。これは、ネットいじめの調査が開始された2007年度より3～6%とほぼ変わらない割合である。このことは、ネットいじめは周囲に様子がわかりにくく認知されにくいことが原因とも考えられるが、ネットいじめはいじめの中のごく一部であり、様々あるいじめの手段の1つであると考えられる。ただ、後述するように、ネットいじめ独自の対策は必要である。

また、学年別の認知件数は小学校2年をピークにして減少傾向にあるが、中学校1年で急増する。この背景には、環境の変化によるいわゆる中1ギャップがあるものと考えられる。また、2016年度では、ネットいじめは小学校でいじめ全体の1.1%、中学校で8.0%、高等学校17.4%と増加しており、高等学校では「言葉によるいじめ」に次いで「ネットいじめ」が全体の2番目に多くなっている。スマートフォン保有率が増加していくに連れて、ネットいじめが増えている状況が考えられる。

2-2. ネットいじめの特徴

ネットいじめは海外でも問題視されており、Willardなどによりその分類がなされているが、ここではその手段により3つに分類する。

- ①メッセージ型
- ②掲示板型
- ③グループ型

「メッセージ型」は、メールやSNS等のメッセージ機能を利用し、悪意ある言葉を被害者に直接投げかけるものである。「掲示板型」は、インターネット上のWebサイトなど不特定多数が閲覧できる場所に、被害者を攻撃する文言や、被害者の個人情報を書き込むことである。2018年現在ではあまり見られなくなったが、学校裏サイトなどがその例である。

「グループ型」は、SNSのグループでのチャット機能などを利用し、複数人により悪意ある言葉を被害者に直接投げかけるものである。「メッセージ型」とほぼ同様であるが、複数人で被害者を攻撃することが特徴的であり、またグループ外からはその様子を確認することができないことが多い。「LINE外し」と呼ばれるような個人をグループに

入れずに、「仲間外れ」をネット上で行うものもある。

ネットいじめの特徴には、学年が進むごとに増加する傾向があるが、従来型のいじめと比較すると以下のような特徴がある。

①匿名性が高く、重篤化する危険性が高い

「掲示板型」のいじめでは、加害者は実名をさらさずに一方的にいじめを行うことができる。もちろん、Webサイトの管理会社に要請をして書き込んだ本人を特定することは可能だが、実名をさらさないことによりいじめを行う心理的ハードルが下がる。さらに、直接対峙していないこともあり、加害者は被害者の様子をうかがわず歯止めがきかない可能性がある。

②認知されにくい

従来型のいじめでは、実際にいじている様子を見たり、身体的な外傷などが見て取れることがあるが、ネットいじめでは当事者以外が認知することが困難な場合がある。特に、「グループ型」のいじめではグループ外の第三者がいじめを確認することは困難である。また、その情報を削除すると、いじめの証拠が残りにくい。当事者には辛いがスクリーンショットを撮り状況を保存することも、いじめの認知に繋がる。

③悪意ある情報が拡散する可能性が高く、その削除が困難なことがある

「掲示板型」のいじめでは、悪意ある情報に不特定多数が触れる可能性がある。それらの情報は真実か真実でないかを確認されないままに、情報がさらに拡散する可能性もある。また、情報が掲載されているWebサイトの管理会社に削除要請をして該当情報を削除することはできるが、一度拡散されてしまった情報を全て削除することは難しくいちごっこになる可能性もある。

④時間・空間を超えて行われる

従来型のいじめでは、「学校のクラスの中」、「登校している間」など、時間や空間が限定されているいじめが行われるが、ネットいじめではその制限がない。どの時間どの場所においても加害者はいじめを行い、被害者はそれらが行われている情報機器から離れることしか術はない。また、その情報機器から離れることによって、「仲間外れ」といういじめが始まる可能性もある。

⑤被害者と加害者の力関係が少ない

従来型のいじめでは、力が強い、口がうまい等のある能力を持つものが他者を攻撃することが見られる。しかし、ネットいじめでは、それらの力

はあまり必要なく、情報機器の操作能力だけあればよい。そのため、誰でも被害者や加害者になる可能性がある。

2-3. ネットいじめの予防・対策

ネットいじめの予防・対策としては、技術的な側面では以下のようなものがある。

①なりすましメール受信拒否

電子メールには、他のメールアドレスになりすましてメールを送信することが比較的容易に行える。他人になりすまして悪意あるメッセージを送信することで、友人間の関係にひびが入ることもある。ほとんどの電子メール機能には、これらのなりすましメールを受信拒否する機能が盛り込まれている。

②フィルタリング

インターネットのWebサイトの閲覧を一部制限する機能のことを指す。暴力表現や学校裏サイト等の問題あるWebサイトへの閲覧を制限することで、いじめの温床となるWebサイトへの接触を防ぎ、加害者にも被害者にもさせないようにする。

③レーティング+ペアレンタルコントロール機能 (保護者管理機能)

スマートフォン、タブレットPCのアプリには、レーティングと呼ばれる対象年齢が表示されている。アプリも子どもの発達に応じた利用を行うことが求められ、不必要なトラブルに巻き込まれないよう確認することが望まれる。また、スマートフォン・タブレットPCには、「キッズモード」と呼ばれるような、子どもが利用するアプリを制限することが可能である。

ただし、これらにより、ネットいじめが防げるわけではない。また、他のトラブルに巻き込まれないためにも、家庭での利用のルールづくりなど保護者の理解が最も重要である。例えばだが、自宅での携帯電話の利用をリビングに限定すれば、携帯電話に頻繁にメッセージが飛んでくるなど様子をうかがい知ることができ、ネットいじめの早期発見につながる。保護者に対する啓蒙活動も学校現場に求められていると言えよう。

2-4. ネットいじめ固有の対策の必要性

ネットいじめが起きていることが発覚している場合には、速やかに対応を打つことが重要である。保護者と学校側が連携し、法務省の人権相談窓口等も利用して、悪意ある情報の削除など対応をす

る必要があるだろう。また、国や自治体においても、2016年頃より、LINEなどのSNSを利用した相談が増え、電話相談やメール相談を超える件数が報告されている。電話などでは直接話しにくいこともSNSでは自分のペースで表現することができるため、今後ともSNSによる相談が増えるものと思われる。

多くの場合、ネットいじめは単体で行われるのではなく、いじめ被害者がネットでもいじめ被害を被っている形である。ただし、だからといって、ネットいじめ独自の対策が不要ということにはならない。カナダのラテイア・パーソンズ氏は、ネットで繰り返し嫌がらせを受けたあとに自殺した。父親がやさしかった娘をしのび、ネット上にあげた詩は、世界中から哀悼の情を呼び、アクセスが殺到している。

海外のネットいじめの研究をみると、多くの場合、自殺者がでており、その被害者の保護者が立ち上がり、自治体や政府を動かし、ネットいじめ対策に深く関係しているといえる。

ネットいじめが恐ろしいのは、一度ネットに流出した情報は半永久的に拡散することである。この特徴はいじめの強度を高める。図3は「たった一回の撮影で十分（自殺に追い込める）」というコピーとともに話題になったユニセフのチリ支部によるネットいじめ撲滅キャンペーンのポスターである。



図3. ユニセフネットいじめ防止啓発ポスター

ネットいじめは少数ではあるが、時に大変重篤な事態を引き起こす。ネットいじめその性質を分析し、独自の対策を立てることも必要といえる。いじめ対策は「数」の問題だけではない。

2-5. 問題提起と目的

本研究ではネットいじめの中でもLINE外しを取り上げる。LINE外しは従来のいじめと異なり、①

本人が外されているの知らない場合もあり、いじめの温床となっているものの、いじめに相当するのか、判断が分かれる部分があること、②本人に知られていないと周囲が思っている場合、これはいじめではないと周囲は考えやすいこと、③いじめか否かの判断は分かれるが、いじめの温床にはなりうるので、情報倫理教育との関連が指摘されていることなどの特徴を持つ（表1）。以下、LINE外しに関する事例を示す。

「LINE外し」はいじめ？ 生徒の認識低く、学校現場も苦慮

国のいじめ防止対策協議会は、会員制交流サイト（SNS）上でのいじめ対策の改善も提言で求めた。インターネット上での誹謗中傷は深刻だが、生徒自身がいじめ行為と認識していないケースも多く、学校現場も指導に苦慮している。

無料通信アプリLINE（ライン）での仲間外しはいじめか。9月上旬、東京都足立区の都立江北高校。情報科の稲垣俊介主任教諭（39）は3年生を対象に、黒板に映し出された巨大なLINE画面上で、架空の女子バスケットボール部の部員2人が別の部員1人を外して言葉を交わす状況をみせた。

「これって、いじめかな」。稲垣主任教諭の問いに生徒たちは各班で議論。それぞれの班の代表が意見を集約し発表した。約半数が「いじめではない」との結論だった。

理由を問われた男子生徒は「外されている生徒が気づいていないのだから、いじめには当たらない」と答えた。

いじめ防止対策推進法では、被害者側が「心身の苦痛を感じている」ことがいじめの定義とされているが、稲垣主任教諭は「いじめのスタートになる」と再考を促した。授業後に寄せられた生徒の感想では「LINE外し」をいじめと認識する生徒もいたという。

LINE外しの対象者が排除されていることを知る可能性も否定できない。東京都教育委員会が昨年実施した公立の小中高生らを対象にしたアンケートで、ネット上で「仲間外れにされた」と答えたのは高校生が12%、中学生が6%、小学生が3%だった。

文部科学省幹部は「本人がLINE外しの対象となっているのを知らなければ、定義上は必ずしもいじめとはいえないが、一方でいじめの温床にな

る」と話し、情報モラル教育の必要性を強調した。
(産経新聞 2016年10月25日より転用)

表1. LINE外しの特徴

①いじめか、いじめでないかのグレーゾーンに位置する
②グレーゾーン故に、関係者はいじめとは認知していない傾向がある
③情報倫理教育と関連して対応することが重要である

LINE外しはいじめのグレーゾーンであり、周囲の児童生徒がいじめと認識しない特徴があることについては、当人が苦痛を感じればいじめであり、いじめになりうる行為であるという認識の形成が必要であることを示す。したがって、LINE外し対策は情報倫理の習得という問題を含んでいる。情報倫理教育との関連でLINE外しを防止することの重要性は高校情報教育の立場からも強調されている(中野・米田, 2013)。

小野ら(2011), 斎藤ら(2011), 小野ら(2012)はネットいじめに関して、教育相談センターとの協力を基づき情報倫理教育とSST(Social Skills Training;以下 SST)を適用してネットいじめの解消を行い、その成果を報告している。ここで重要なことは、小野ら(2011)と斎藤ら(2011)が用いたネットいじめ防止実践の枠組みである。小野ら(2011)と斎藤ら(2011)が行なった枠組みは、基礎自治体の教育相談センターの協力を得て、チーム学校(文部科学省, 2015)として情報倫理教育とSSTを組み合わせてネットいじめを予防・解消するというモデルであった。この枠組みは情報倫理教育を利用したいじめ防止としてLINE外し対策にも有効と考えられる。そこで本研究ではネットいじめにおけるLINE外しに注目し、その解消を目的とした介入について検討する。

3. 目的

本研究の目的はチーム学校の枠組みで情報倫理教育とSSTを利用した中学生にLINE外しに関する介入を行ない、その効果を検証することである。

4. 方法

①調査協力校：基礎自治体設置の教育相談センターの協力の下、LINE外しが課題となった中学校(以

下、A中学校)が選定された。

②介入の枠組み：小野ら(2011), 斎藤ら(2011)と同様に、関東地方の基礎自治体設置の教育相談センターの協力を得て、LINE外しが課題となったA中学校の1年生に対して、主として道徳の授業を通じた学年単位の介入を行なった。介入に先立ち、チーム学校の枠組みとして、校内分署であるいじめ防止対策委員会を利用し、教育相談センター主事、管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー(SC)、情報モラル担当教員(技術)、1年生学年主任による会議が行なわれた。会議の内容を以下に示す(表2)。

表2. チーム学校としての介入会議

回数	審議事項
第一回	生徒の状況把握。課題の設定。介入内容と回数
第二回	介入内容の詳細。介入日程の決定。
第三回	フォローアップの取り方。リスク学生への対応と保護者対応。

③介入内容

具体的な介入内容を表3に示す。道徳と保護者会の時間が使用され、内容に関しては全て基礎自治体の教育相談センターによる指導を受けた。

表3. 情報倫理教育と協働的SSTの内容

回数	内容
第一回	いじめとは何か(学年主任担当) いじめ対処のSST(SC担当)
第二回	ネットいじめとLINE外しについて情報倫理教育(技術科教員担当) 生徒同士のグループワーク(担任およびSC担当)
第三回	ネットいじめとLINE外しについて保護者会での講演(SC担当)
第四回	フォローアップ(生徒との全員面接・SCとの連絡の取り方・いじめの報告の仕方・保護者への学級通信)

5. 結果と考察

①LINE外しの認識について

事前調査では62%の中学1年生がLINE外しをいじめにつながるものと認識していなかった。介入第四回終了後の認識は98%の学生がLINE外しをいじめと認識した。また、事前調査ではいじめそのものについて対象者の理解が浅く、第二回の終了時でいじめについての正確な理解が99%となった。

保護者については事前調査ができなかったが、保護者会終了後の調査では全ての保護者がLINE外しに関して「いじめになりうるもの」との認識を

示した。

②LINE外しの解消と防止について

事前調査では、複数回のLINE外しが報告されていた。介入第三回終了時点で報告はなくなり、第四回終了時以降、3ヶ月にわたりLINE外しトラブルやネットいじめに関するトラブルの報告はない。また基礎自治体が行なういじめ防止アンケート調査においても、いじめそのものの報告が減少し、3ヶ月間で1事例の報告にとどまった。

教員からのアンケート調査でも「いじめ」または「いじめが予想される対人トラブル」の減少が報告されており、本介入への満足度は「大変満足している」が97%（「満足している」を合わせると100%の満足度となる）と高い満足度を示した。

③課題

本介入は相対的にスマートフォンや携帯電話の保有率が低く（それらを持ってない学生もいる）、入学後、比較的初期に介入できた点に特徴がある。LINE外しのように、学年により差が想定されるいじめ形態の介入は比較的初期に介入を行なうことが効果的かもしれない。また本介入はLINE外しだけでなく、いじめ全体への防止へと般化のような現象が示唆されている。全体的ないじめ防止への般化については今後の検討を待ちたい。一方、スマートフォンや携帯電話の保有率が高くなり、すでにLINE外しが行なわれている中学2年生以上に同様の効果があるかは不明である。この点は本事例からは導くことはできない本研究の限界である。

今回は学校のニーズとしてLINE外しに特化した介入を行なったが、「既読無視を怖れて情報機器に依存するリスク」についても知識の普及をはかるなど、全体としての情報倫理教育とSSTをはじめとした心の健康教育との協働性が求められる。SCは2017年に学校教育法施行規則において学校の専門スタッフとして規定され、チーム学校のもとで心の健康教育に関する介入が期待されている。公認心理士法において公認心理師は心の健康教育を業務として負託されており、それに基づき教育領域の心理実践として学級単位、学年単位の介入が期待されている。今後、チーム学校のもとで、教員とSCが授業を通じて多職種連携による心の健康の回復・増進に寄与し、保護者会などを通じて地域連携を深めることが求められるだろう。本介入はそのような教育領域における他職種連携と地域連携の事例としても意味を持つものと思われる。

引用文献

- WHO (2018) 「Gaming disorder」,
<http://www.who.int/features/qa/gaming-disorder/en/>
- Young, K.S. (1998). 「Internet addiction: The emergence of a new clinical disorder.」, *CyberPsychology and Behavior*, 1(3), 237-244.
- 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市 (2014) 「子どもたちのネット利用に係る実態調査」, <http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201410/images/phpmGVAcI.pdf>
- 橋元良明・総務省情報通信政策研究所 (2013) 「2012年日本人の情報行動」, 東京大学大学院情報学環情報学研究
- 総務省情報通信政策研究所 (2013) 「青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査」
- 文部科学省 (2016) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 政府広報オンライン (2016) 「ここにもあります！相談できる窓口が。「いじめ」しない させない 見逃さない」
- Glen Canning (2016) 「Rehtaeh Parsons Was My Daughter」
https://www.huffingtonpost.ca/glen-canning/rehtaeh-parsons-was-my-daughter_b_3056888.html
- 中野由章・米田貴 (2013) 『「LINE外し」ロールプレイングによる情報社会に参画する態度の育成』, 情報処理学会研究報告コンピュータと教育2013-CE-122(10), 1-9
- 小野淳・斎藤富由起・吉森丹衣子・飯島博之 (2011) 「中学校におけるサイバー型いじめの予防と心理的回復を目的としたソーシャルスキル教育プログラム開発の試み その1 -日本の教育現場に適したサイバー型いじめ対策システムに関する展望-」, 千里金蘭大学紀要
- 斎藤富由起・小野淳・守谷賢二・吉森丹衣子・飯島博之 (2011) 「中学校におけるサイバー型いじめの予防と心理的回復を目的としたソーシャルスキル教育プログラム開発の試み その2 -日本の教育現場に適したサイバー型いじめ対策の実践-」, 千里金蘭大学紀要
- 小野淳・斎藤富由起・杜浦竜太・吉森丹衣子・吉田梨乃 (2012) 「中学校におけるサイバー型いじめの予防と心理的回復を目的としたソーシャルスキル教育プログラム開発の試み その3 -協働

的プログラムによるフォローアップ研究-」, 千里金蘭大学紀要

文部科学省中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」, 中教審第185号